

パブリックコメントの結果	考え方
(1) 適用対象 (第1条第2項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者がその設備構築において、公益事業者の設備の利用申込を先行する場合も想定されるため、「<u>第一種電気通信事業の許可を受ける予定がある者</u>」も含むべき(日本テレコム)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインは、<u>電気通信事業法第73条等の協議認可・裁定の運用基準として機能するものであることから、基本的に第一種電気通信事業者となった後に適用対象となるものであり、含まれない。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・すでに多くの第一種電気通信事業者が出現している現状においては、当該事業者に与えられている<u>公益事業特権は国民の財産権を侵害するおそれがあるため、限られた事業者(いわゆるユニバーサルサービスの提供事業者等)のみ付与することが適当(北海道電力)。</u> ・競争促進の観点から、<u>指定電気通信事業者もしくは支配的事業者とその他の競争事業者の取扱いを区別するべき(レベルスリー・コミュニケーションズ)。</u> ・設備開放における現在の問題は、NTT東西や特定の通信事業者と資本関係を有する公益事業体が保有する設備の開放が非差別的に行われる保証がないことであるため、<u>設備開放についてもNTT東西や鉄道、道路、電気、ガス等の公益事業体のみ適用対象として欲しい(C&W・IDC)。</u> ・既存の大手事業者の設備は長期的な設備需要予測に基づいて建設されているのに対し、<u>新規参入事業者に関しては当面の自前の業務を遂行するための最低限の設備建設許可しか与えられておらず、直ちに設備貸与が可能になる状況にはないため、開業後10年未満の事業者にはこの制度に基づく義務は発生しないとして欲しい(KVHテレコム)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan 戦略において指摘されている「<u>5年以内に世界で最高水準の高速なネットワークインフラを構築する</u>」ためにも、<u>すべての一種事業者による線路敷設の円滑化が重要である。そのために必要な措置を可能な限り幅広く講じていくことが望ましく、原案の適用対象を限定することは適当でない。</u> ・また、現行事業法において、<u>国民生活や経済活動に不可欠なインフラとなる公共的な事業である第一種電気通信事業の円滑な遂行を図る上で必要なものとして公益事業特権が与えられているところ。これに限定を付すとの考え方を本ガイドラインに採用することは困難である。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>線路敷設の円滑化に向け行政財産の設備使用に関しても本ガイドラインと同様なものを策定して欲しい(東急ケーブルテレビジョン)。</u> ・<u>行政財産の開放についても全国一律のガイドラインを策定して欲しい(C&W・IDC、MCIワールドコム・ジャパン)。</u> ・<u>線路敷設の一層の円滑化を図るため、本ガイドラインについても線路敷設のために使用された実績のある設備や今後使用されることが想定される設備を広く対象に含めるべきであり、行政財産やガス事業者、熱供給事業者等の他の公益事業者についても対象として加えることが望ましい(NTT東西)。</u> ・<u>保有管路の有効利用の観点から、国、自治体、特殊法人も本ガイドラインの対象として欲しい(日本テレコム)。</u> ・<u>公共設備の使用や私有建物へのアクセスにも適用されるべき(レベルスリー・コミュニケーションズ)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産に関する一般法である国有財産法においては、<u>行政財産には原則として私権を設定することができず、その用途又は目的を妨げない限度における使用又は収益は許可を要する旨が規定(国財法第18条第3項、地自法第238条の4)されている。かかる行政財産については、電気通信事業法第73条等の協議認可・裁定の運用基準として機能するガイドラインの対象とはしていない。</u> ・ガイドラインに伴う標準実施要領による使用条件等の提示等従前これを実施していない公益事業者にとっては、<u>実質的に一定の負担を課されることとなることから、当分の間は現状において第一種電気通信事業者による設備使用実績がある公益事業を行う者に限るものである。</u> ・ただし、附則の見直し規定において、<u>新たに第一種電気通信事業者による需要が明確になった公益事業者の設備については、対象とすることを検討する。</u> ・なお、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議において取りまとめられた方針に基づき道路等の公共空間への線路敷設の円滑化の施策が実施又は実施される予定となっている(国土交通省)。
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無線によるアクセスも円滑に実施できるようにPHS、ワイヤレス加入者アクセス等の用に供する小型無線設備も含めて欲しい(ディーディーアイポケット)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>小型無線設備は、無線によりサービスを行う場合、必要不可欠な設備であり、伝送路設備に該当するものと考えられることから、本ガイドラインの対象となる「線路」に含まれるものと考えられる。</u>

<p>(2) 義務化 (前文)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは強制力がないため、米国と同様、<u>法律に「義務」を規定して欲しい</u> (ディーディーアイ、レベルスリー・コミュニケーションズ、M C I ワールドコム・ジャパン) ・ガイドラインに違反する者に対する強制措置を盛り込んだ事業法の要点を公開して欲しい (ケーブルテレビ連盟) ・米国のように、管路、とう道、電柱は私的な建造物であるにせよ<u>公共規制をかけるべき</u> (筒井多圭志) ・ガイドラインを上回るような強制力を持つ新たな法制化には<u>継続して反対</u> (中部電力) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間同士の土地等の利用に関わる問題については、行政が関与するのは必要最小限に留め、できるだけ民間レベルで円滑に解決されることが望ましいという観点から、本ガイドライン施行後の公益事業者の取組状況を一定期間注視し、利用実態及びNCCから出された要望等についての実態を十分把握した上で、それだけでは問題の解決が困難であるとの判断に至った段階で法的義務付け等を含め検討を行うこととするのが妥当と考える。
<p>(3) 貸与申込手続 (第 2 条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月間は長いのではないか (長崎ケーブルメディア) ・調査申込みから提供の可否まで原則として2ヶ月以内としたことは賛成。さらに、設備保有者は、2ヶ月以内に提供の可否の決定ができるか否かの検討を早急に行い、必ず事業者へ一種間以内に回答する旨のルールを加えて欲しい (東京ふあいばあ通信) ・2ヶ月以内にできない場合の理由についての正当性を担保する規定がない (M C I ワールドコム・ジャパン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・これは原則的な標準期間であって、これより短期間で可能な場合を否定している趣旨ではない。また、調査申込みの設備の量が多い場合等、長期間を要している実態もあるところであり、このような場合も含め、2ヶ月以内との区切りを設けているものであり、必ずしも長いとは考えていない。 ・設備保有者の調査回答期間の標準を示すことにより恣意的に回答を遅くする等がないようにするための条項であり、事業者から調査申込みがあった場合には利用の可否に関かわらず、遅滞なく回答する趣旨である。 ・仮に、2ヶ月以内に回答ができない理由について紛争が生じ、結果として使用条件の設定にも影響を及ぼす場合には、回答できないとする理由の正当性も問われることとなるものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な調査についても2ヶ月以内で回答すればよいことになるため、簡易な調査と大規模・困難な調査については別々の回答期間を設けることとして欲しい (C & W ・ I D C、ケーブルテレビ連盟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでは回答期限の原則を設定しているものであるため、簡易な調査でそれより早く回答可能なものについては、終了後、速やかに回答すべきであり、恣意的に2ヶ月まで伸ばすことは許されないものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼の区間や件数により対応が困難な場合が発生することが考えられるので、調査申込みの量についての規定が必要 (K V H テレコム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼区間の距離等の規模によっては、定められた期間内での対応が困難な場合も想定されるが、第2条第3項によりそのような場合はその理由を事業者に通知する必要があり、通常、その規模の判断等には一定の合理性が求められるところ。
<ul style="list-style-type: none"> ・工事に要する期間は、提供区間の長さ、工事箇所、工事主体等により異なり、事前に標準的な期間を設定することは難しく、意義は少ないと考えられるため、掲示する標準期間は、調査の申込みから契約までの標準期間のみとし、<u>工事を含めた使用までの期間は、提供区間等を考慮し、設備保有者と事業者間で調整を行うこととすべき</u> (日本テレコム) ・可否決定から工事完了までの期間も明確に規定すべき (M C I ワールドコム・ジャパン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査の申し込みから使用までの標準期間」についても、<u>原則的な標準期間として記載することが有益である</u>と考えられる。 ・可否決定から工事完了までの期間については、「調査の申し込みから使用までの標準期間」のうち、調査の申し込みから可否決定までの期間の差分により、明らかにされると考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者が標準的な期間等を設定する際、過去の実績等に基づく例示で代える場 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的には標準的な期間等を示す必要があることから、その設定が困難である場合には、事業

<p>合には、<u>設備保有者はその設定が困難な理由を詳細に開示すべき</u>(C & W・ I D C)、</p>	<p><u>者の求めに応じ可能な限り当該理由を説明する必要は生じるものである。</u></p>
<p>・設備使用料は提供区間により大きく異なるため、<u>標準的な設備使用料の掲載を行う意義は少なく、設備使用料の算定方法及びその実績額の例示を記載すべき</u>(日本テレコム)。</p>	<p>・設備使用料や工事に要する期間が提供区間の個々の事情により異なり得るものである点は承知しており、そのような場合においては一定の幅の形で標準的な使用料・期間を示すことを想定しているものである。さらに使用料については、貸与実績がほとんどなく、標準的な数値の設定が可能でない場合等があり得ることから、過去の実績等に基づく例示等をもって代えることができるとしているところ。</p>
<p>・標準的な設備使用料等を示すことは困難であり、<u>過去の例示等をもってしては変化の激しい昨今の現況下では必ずしも参考とはならないばかりか、かえって「標準的に」という言葉で誤解を招きかねないため、修正して欲しい</u>(日本民営鉄道協会)。 (修正案) 「<u>過去の実績等に基づく例示又はその困難な理由の明示をもって代えることができる</u>」 ・<u>過去の実績に照らして適当なものかどうかを担保する制度がないため、この条項は削除すべき</u>(M C I ワールドコム・ジャパン)。</p>	<p>・個々のケースにより金額、期間等が異なることはあることから、標準値ではなくとも過去の例示でひとまず代えることが可能としたものであって、この実績の積上げにより標準値が定まっていくものと考えられる。</p>
<p>・算出根拠については、極力具体的に示すこととしたいが、<u>詳細な内容を公表することは私的な商取引における正当な利益を阻害するおそれがある</u>(東京電力、九州電力)。 (修正案)「ただし、設備保有者の正当な利益を阻害するおそれがある場合にはこの限りではない」を追加。</p>	<p>・算出根拠については、<u>使用料を算出する計算式及びその考え方をできる限り詳細に開示するもので足り、当該使用料を算出した根拠数値を明らかにする必要はないものである。</u></p>
<p>— ・<u>調査費用は各公益事業者間で相当な金額の差異が生じていることから、算定基準を設けるべき</u>(M C I ワールドコム・ジャパン)。</p>	<p>・調査費用についても、各公益事業者の業態により必要な調査の態様が異なっていることから、一律に算定基準を設定するよりも、その算定方法を公表することで透明化を図り、その公正性を検証可能とすることが望ましいと考えられる。</p>
<p>・提示項目から<u>作業単金を削除して欲しい</u>(中部電力)。</p>	<p>・調査費用の内訳を示すことは、調査費用の適正性を客観的に担保するためには必要不可欠であり、作業単金は調査費用の重要な要素であるため、削除は困難である。</p>
<p>・<u>技術的仕様条件や保守条件も事前の公表事項に含めるべき</u>(レベルスリー・コミュニケーションズ)。</p>	<p>・<u>あらかじめすべてを公表することはセキュリティ確保等の観点から問題を生じさせるおそれがあるものと考えられる。</u></p>
<p>(4) 貸与拒否事由(第3条)</p>	
<p>・<u>管路を敷設する場合、通常、ケーブルの張替えに備え予備管路の敷設を行っており、当該管路は設備保有者にとって必要なものであり、「空き」に含まれないと解釈している</u>(日本テレコム)。</p>	<p>・<u>予備管路については、その他管路の保守等に必要であってそれを貸付することが当該公益事業に支障を及ぼす場合には「空き」には含まれないと考えられる。</u> 〔その他、例えば、有線電気通信設備令等の設備関係法令等に定める離隔距離の基準から現状以〕</p>

	<p>上に伝送路の添架が可能でない場合や、電柱が現状以上の伝送路添架による負荷には耐えられないものである場合についても空きがないものに含まれる。</p>
<p>・ F C C の報告書では、現時点で空きがなくても、直接利益を受ける事業者が費用を負担するという条件で、事業者の利用のために公益事業者が設備を拡張することも検討しなければならないとしており、このような規定を設けるべき（レベルスリー・コミュニケーションズ）。</p>	<p>・本ガイドラインは、公益事業者がその保有する設備について、自己の公益事業に支障のない範囲で貸与を行うべきとの原則によっているものであり、設備拡張の検討をしなければならないとまでは、公益事業者の本来事業遂行の観点から過度の負担となるおそれのあるところである。</p>
<p>・少なくとも料金を再調達価格とする場合は、基本的に、<u>自社利用分の留保は禁止して欲しい</u>（ディーディーアイ）。</p>	<p>・事業者の要望により使用の申込みを受けた際には、<u>第3条に列挙された以外の自社利用分の留保は認められない</u>。</p>
<p>・5年先までの設備計画を対象とするのはいたずらにインフラを放置しているものだと考えられるため、<u>3年以内と改めるべき</u>（東京ふあいばあ通信）。</p> <p>・<u>米国では2年以内に使用する計画がなければ貸与の拒否はできないとする州もあり、5年では長すぎる</u>（レベルスリー・コミュニケーションズ、M C I ワールドコム・ジャパン）。</p>	<p>・貸与拒否事由となり得る設備計画の年限については、様々な考え方があり得るところであるが、一定の客観的な基準を明らかにすることが、事業者の協議・認可の運用基準としての性格から極めて重要である。</p> <p>・そこで、電気通信事業法施行規則第3条、電気事業法施行規則第4条等、公益事業の許認可に係る申請手続において、5年内の日を含む事業収支見積書を添付書類としていることにかんがみて、5年間を公益事業者が通常設定する計画の一つの範囲とみなし、この期間に係る計画における明示がなされている場合は貸与の拒否を可能とするという公益事業者の本来事業への支障のないことを担保する上で適当という観点と、第一種電気通信事業者による電気通信役務の安定的な提供という観点のバランスを図る上で5年が1つの目安となるところである。</p>
<p>・管路等に関する設備計画については、需要動向、管路等の敷設費用の大半を占める掘削コストの抑制（繰り返し掘削による無駄なコストの発生防止）、地球環境対策の観点に基づく残土等の建設廃棄物の抑制及び交通への悪影響及び道路損傷を最小限とするために設定されている道路掘削規制の遵守（5年程度）等を総合的に勘案し、5年間を基本として管路等の設備計画を設定しているところであるが、<u>個々の設備計画は、市場動向・技術の進展テンポ・経営状況等により変動が不可避であり、対象となる年度が先になるにしたがって、例えばビル間ルート計画のみ等の概括的な計画とならざるを得ない事情があることにも配慮して欲しい</u>（N T T 東西）。</p>	<p>・対象年度が先になる場合等において、概括的な計画となる場合はあり得るものであり、その場合においても、<u>当該計画と提供の申込みのあった設備の使用予定の間に相当の因果関係が認められれば貸与拒否事由となり得るものと考えられる</u>。</p>
<p>・設備計画策定時点で想定し得なかった電力使用申込みに対して、電力供給義務を果たすため、使用申込み時点における最新の需要想定等を勘案して、使用計画を個別に明示することが最も責任のある対応と考えられる（九州電力）。</p> <p>（修正案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者が5年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画を作成している場合は当該期間。以下本条及び次条第2項において同じ。）以内にその設備を全て使用する予定であり、そのことを設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下本条及び次条において同じ。）を基に明示した場合。 ・設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、そのことを5年以内の期間に係る設備計画を基に明示した場合。 	<p>・本ガイドライン第3条において、最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画を作成している場合には貸与拒否が可能としているところであり、措置済みの問題である。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・電柱にあっては設備保有者が地中化を計画しており、そのことを5年以内の期間に係る設備計画を明示した場合。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての電柱、管路等の使用計画を記載することはできず、また、電気事業法に規定のない計画の策定と事前の公表を実質的に義務付けることは規制緩和に逆行する（中部電力）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実誤認。第3条第2項により、設備計画が定められていることが原則であるが、貸与申込があった時点での需要動向を踏まえた最新の需要が計画に記載されていれば足りるものであり、計画の策定を実質的に義務付けるものとの指摘は適当ではない。なお、設備計画は経営戦略に密接に関連するものであり、他事業者等に公開することを想定していないものであるため、必ずしも事業者に対し開示・閲覧させることは要しないものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づいた長い期間の設備計画の場合のみと誤解を招くおそれがあるため、最新の需要想定等を勘案して修正したすべての設備計画が対象と分かるようにして欲しい（沖縄電力）。 ・設備計画では管路1本1本の使用予定までは記載できず、計画外の電力供給の申込み等に対しては設備計画を修正しないで対応する必要もあることから、利用申込時点における最新の需要を勘案し、設備計画を基にした資料等で明示した場合についても貸与拒否できるようにして欲しい（沖縄電力）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の案においても設備計画が需要想定等を勘案した修正を経た設備計画を含むものであることは第3条において明確にされており、修文は不要であると考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準を満たしていてもイレギュラーな工法を採用することにより、設備保有者の建設・保守が困難になる場合も想定されることから、<u>設備保有者の技術基準適合と設備保有者の建設・保守が困難になることについては、おのおの独立したものとして表現して欲しい</u>（北陸電力）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準を満たしているイレギュラーな工法というものがどのようなものをさしているのが不明であるが、第5条第1項の規定に則り、「設備保有者が示す、セキュリティの確保及び事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するための措置を講じる」ことを前提に、「自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めるものとする。」こととしており、その具体的措置に明示することで足りると思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・IT分野における技術は日進月歩しており、その進歩に即した技術基準でなければ、足かせとなることが考えられるため、<u>設備保有者の技術基準の正当性を判断する機能・機構が必要</u>（東急ケーブルテレビジョン、MCI）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者が関係法令等に基づき作成しているものであり、適正性は確保されているものと考えられるが、明らかに妥当性を欠き、設備保有者の技術基準自体が問題となる場合には、<u>裁定における公正・中立な機関の審議の過程で争うことが可能</u>と考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が設置する伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合せず、設備保有者による建設若しくは保守において困難がある場合等を拒否事由としているが、<u>事業者が自ら保守等を行う場合には適用されないことを明示して欲しい</u>（C&W・IDC）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら行う場合であっても、設備保有者の設備の保守等に影響を与えるおそれもあることから<u>原案が適当</u>と考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・判断を行う者が判然とせず、本ガイドラインの法的根拠である電気通信事業法第73条等による裁定については、<u>総務大臣のみでなく、各公益事業の主務大臣も裁定に加わることを明確に規定すべき</u>（中部電力）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法の協議認可や裁定に当たっては、<u>各公益事業への支障の有無等の観点も踏まえた上で公正・中立な第三者機関への諮問等の必要な手続等を経た上で適切な判断がなされるもの</u>と考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者の恣意的な判断を防ぐため、何をもって強いおそれありといえるのかについて一定の例示をする等の基準を示して欲しい（C&W・IDC）。 ・おそれがあるという根拠を事業者に明示すべき（レベルスリー・コミュニケーションズ）。 ・おそれがあるといった<u>主観的・独断的な基準は削除すべき</u>（KVHテレコム）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも不履行等に至らないケースにおいても、例えば、財務状況が極めて悪化しているため、他の事業者又は設備保有者との間で債務不履行を常習しており、埋め合わせることが不可能となり得る場合等の設備保有者が貸与を拒否することが客観的に明らかな場合等が当該拒否事由に該当するものと考えられる。 ・恣意的な判断を防止するため、原則として設備保有者は当該理由を開示・説明する必要があるとしたが、経営上の秘密事項や顧客情報の漏洩につながるおそれがあること等については除い

<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備所有者の恣意的な運用を防ぐため、申込者が厳格な守秘義務に服することを受け入れた場合には設備所有者は拒否理由の開示をすることを規定して欲しい(C&W・IDC)。 	<p>たものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与可能な設備数を超える数の貸与申込みがあった場合の申込み承諾の原則を規定し、このような場合については空きがないことに該当しないとして欲しい(C&W・IDC)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供可能な設備を超える申込みがあった際には、<u>申し込み順を優先する等の合理性をもった運用ルールによる対処が望まれる。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用予定がないにも関わらず設備をおさえてしまうことを禁止するため、<u>設備が提供されて一定の期間後(例えば、6ヵ月後)に設備が使用されない場合には、その設備は返却されるべき(C&W・IDC)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用予定がないにも関わらず設備を利用せず放置することは設備の有効活用を図る観点からは問題であるため、<u>設備所有者との契約中に事業者の使用開始期限を盛り込むことにより、当該行為の防止を担保することが可能。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備所有者が当該設備の保有に当たり私的契約を締結している場合、<u>設備所有者が事業者へ設備を提供することにより当該契約違反となる場合が考えられるため、このような場合について拒否事由に含めるべき(日本テレコム)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインがその協議認可・裁定の運用基準として機能する電気通信事業法第73条等の規定は、行政法上の「公用使用」といわれるものであり、<u>第一種電気通信事業の公共性が私的契約よりも優先したり、財産権を一定程度制限することがあり得ることは、制度が元来予定しているところであるため、それらを貸与拒否事由とすることは適当ではない。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱の約7割は民有地に建設されており、<u>地権者との任意契約に基づいており、電気通信事業者の線路が強制的に敷設されることになった場合、地権者にさらなる負担をかけ、さらには今後の電柱交渉にも支障をきたすおそれがあり、地権者の私的財産権の制限につながることから、「地権者の理解がない場合」を貸与拒否事由として欲しい(北陸電力)。</u> ・ <u>事業者による地権者調整が調った場合にのみ設備所有者の設備使用を認めることとして欲しい(中部電力)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドラインは電柱等を保有する公益事業者と第一種電気通信事業者の関係を規定するものであるが、<u>電柱等の設置された土地の地権者が重要な利害関係人である旨は十分認識しており、事業者が地権者と必要な調整を行うべき旨を定めているところであり、現在の案において措置済みの問題である。</u> ・ <u>設備所有者との協議に前置する形で、地権者との調整を要することとすると、仮に使用承諾を得られたとしても、設備所有者が当該使用を拒否する可能性があることから、事業者に対し過度の負担を強いることとなるため、適当ではないと考えられる。</u>なお、遵守事項の規定に従い、事業者は地権者との必要な調整を行うこととなっており、まずは、その運用実態を注視すべきと考えられる。
<p>(5) 貸与期間(第4条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間という貸与期間は短いので、IRU要件と同様の10年以上とすべき(C&W・IDC、レベルスリー・コミュニケーションズ)。 ・ 事業者の設備の使用方法により「中継系設備」と「加入者系設備」に大分類できるが、前者は事業者にとって基本骨格であり、最低10年間は利用できる保証が必要であり、後者については顧客に臨機応変に対処するため<u>3年以内の比較的短いサイクルにすべき(東京ふぁいば通信)。</u> ・ 通信事業の性質上、短期だけでなく、長期の設備借用の必要性から、<u>貸与可能期間は、5年間と10年間の2種類で規定すべき(MC Iワールドコム・ジャパン)。</u> ・ <u>どのような見識で、どうすると5年単位で設備を取り除かれるような契約という発想が生まれるのか(筒井多志志)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業者の設備計画は概ね5年程度であり、<u>10年先の利用計画は通常想定困難なものであり、現状では当事者間で争いが生じた場合等に10年間の長期的使用を受け入れるべきとするのは設備所有者にとっては過度の負担となるおそれがある。</u>10年の使用については、<u>貸与の更新の規定により対処が可能であるものと考えられる。</u>

<ul style="list-style-type: none"> ・5年以内に利用計画がある場合でも、<u>向こう 年間は利用可能、 年以降は利用可能</u>といった条件を付すことで、貸与可能区間の範囲を広げるよう努めるという規定を追加して欲しい(ディーディーアイ)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の利用希望に関する照会への回答として、<u>設備保有者から提供区間によっては 年以降利用可能等の回答があり得る</u>と考えられる。
(6) 設備工事及び保守ルール(第5条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の伝送路設備は、最重要経営資源であり、この設計・施行・保守を第三者(設備保有者)に委ねることは、<u>事業そのものを第三者に委ねることになるため修正</u>して欲しい(東急ケーブルテレビジョン、ケーブルテレビ連盟)。 (修正案)原則として事業者が行い、事業者の希望ないしはセキュリティの確保及び事故防止のためのやむを得ない場合に設備保有者が行う。 ・最初に設備保有者に届出をするのみで設備の保守・修理等を行えるようにして欲しい(KVHテレコム)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ確保等の観点から、それらの対処についての担保のない状態を含め、原則、事業者による工事・保守とすることが適当であるとは考えられない。
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者として苦慮している線路内作業を通信事業者自らの工事では十分な安全確保が得られるとは到底信じがたく、万が一死傷事故等が発生した場合、公共交通としての社会的信頼性が著しく欠落することを担保することが全くないため、<u>設備保有者が示すセキュリティ確保等の措置を講じる場合には事業者が工事の施工等を行うことが可能とのなお書きを削除し、敷設工事及び保守ルールについては所有者(鉄道事業者)が指定できるようにして欲しい</u>(京浜急行)。 ・線路敷地内の作業が鉄道事業者に限定されているのは、鉄道の管路等が線路近傍にあり、作業の安全、運行の安全確保、テロなどのセキュリティ対策や複雑な運行ダイヤへの認識等が厳しく要求されるためであることから、<u>通信事業者が当該説明を踏まえて対策を講じた場合に鉄道事業者が拒否できなくなるのは問題</u>であり、原則として及びなお書きを削除して欲しい(日本民営鉄道協会)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業における工事の安全確保については、事業者が工事・保守を自ら行う場合に採るべきセキュリティ確保等の措置に線路内作業等の鉄道事業者固有の要素を含めることで基本的に対処可能な問題であると考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・どのような措置がセキュリティの確保、事故防止のための保証手段等を満たすことになるのかを設備保有者は事前に明確にし、この条件が適切であるか議論を経るべき(レベルスリー・コミュニケーションズ)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者が、事業者自らが敷設工事等を行うことを認めるのに必要となるセキュリティの確保及び事故防止のため保証手段等については、<u>設備保有者が事前に明らかにすることとなるため、その妥当性については、事業者において指摘し、修正させることも可能</u>と考えられる。 ・また、仮に、自前工事等ができない理由について紛争が生じ、結果として使用条件の設定にも影響を及ぼす場合には、その理由の正当性も問われることとなるものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工や保守に関しても事業者を差別しない無差別性の原則を適用すべきであり、自前工事が困難な場合には、<u>事業者が設備保有者の認定する工事事業者又は一定の資格・経験を有する工事事業者等と直接契約することとして欲しい</u>(MC Iワールドコム・ジャパン)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行案における無差別性の原則は当然に工事・保守ルールについても<u>対象としているものである</u>。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による自前工事及び自前保守を認める内容に賛同する(東京ふぁいばあ通信、レベルスリー・コミュニケーションズ)。 	-

(7) 貸与の価格(第6条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コストは(正味)帳簿価格で算定されるべき。</u> なお、機会の利益の観点から、空いていない場合でも新たに管路等を構築し、相手方に貸す場合は再調達価格、他方、空いている(自己利用の予定がない)場合は、その空いている管路等を相手方に貸す場合には(正味)帳簿価格で算定して欲しい(ディーディーアイ)。 ・ <u>空いている管路は正味帳簿価格、拡張した設備には再調達価格を適用すべき</u>(レベルスリー・コミュニケーションズ、MCIワールドコム・ジャパン) ・ 現状を何も改めようとするものではないため、以下の算出式によるべき(筒井多志) $\text{設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額} \times \text{維持費率} \times \text{設備占有率} \times \text{適正報酬率} = \text{設備使用料}$ ・ 最高額(設備の再調達価額)を認めていることから、すべてこれに高止まりする可能性が高いため、以下の式で対応すべき(KVHテレコム) $\text{設備使用料} = (\text{設備の貸与年度の減価償却費価額} + \text{諸経費(税、保守管理費等)}) \times \text{設備占有率}$ ・ 価格の決定については、<u>原価のみでなく提供する管路の市場価値(需要)等も勘案して決めるのが妥当であり、ここで定められた式にあてはまらないケースが発生する</u>(京浜急行、日本民営鉄道協会)。 ・ 管路等はいったん利用し始めると容易には移動できないものであることに鑑みれば、他事業者に対する安定的な提供を確保していくためには再調達価格を基本とすることが適当。なお、今後は本ガイドラインに則って標準的な設備使用料の範囲を公表していくとともに、算定方法についても簡素合理化を含めた改善に努めていく考えである(NTT東西)。 ・ <u>あたかも下限値が正当であるものと解釈されるおそれがあるため、削除して欲しい</u>(中部電力) ・ <u>保守料金に関しても、明確に算定に関する規定をすべき</u>(MCIワールドコム・ジャパン、ディーディーアイ)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与の対価については、<u>新規参入事業者等による線路敷設を可能な限り促進する観点と、設備保有者によるネットワーク構築の維持増進が可能な対価の設定が必要という双方の観点に加え、個々の設備ごとのボトルネック性等からあるべき価格があるものであり、正味帳簿価格等を一律に設定することは必ずしも適当ではない。</u>一定の価格範囲を定める本ガイドラインの施行により設備の貸与実績が積み上がるにつれて、一定の価格水準が徐々に作り上げられることが期待されるものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの見方については多様な考え方があり、数式は設備使用料の範囲を言葉で表現すればよく、数式の記載は不要であり、仮に記載するとしても設備使用料と上限額のみ記載とし、上限額に記載されている算出額には、<u>一般管理費、施設保全費、減価償却費、租税公課が含まれるべき。</u>(東京通信社ワーク)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限額に記載されている算出額には、<u>一般管理費、施設保全費、減価償却費、租税公課が含まれると考えられる。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全般的には同意。ただし、<u>設備の占有率の定義については電柱・管路・とう道等それぞれ明確にされることを望む</u>(東京ふあいばあ通信) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの設備ごとに占有率の算出方法は異なるものであり、設備保有者が設備ごとに算出するものと考えられるが、明らかに妥当性を欠き、設備保有者の占有率の定義自体が問題となる場合には、裁定における公正・中立な専門組織の審議の過程で争うことが可能と考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コストに基づき適正であることを立証する義務は設備保有者側に課すべき</u>(レベル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コストの算定方法等や実際の電柱共架料をめぐり当事者間に紛争が生じ、電気通信事業法の協</u>

スリー・コミュニケーションズ)。	議認可・裁定の手続に入った場合においては、公正・中立な専門組織の議を経る中でそれらの正当性が検証されることとなると考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> 東京電力柱の場合、1,700円/本となっているが、電波障害対策施設と比較して、料金格差がかなりあり、根拠も明確化されておらず、価格の合理性が不明確であるため、共架料金の大幅削減を希望(武蔵野ケーブルテレビ、長崎ケーブルメディア)。 	<ul style="list-style-type: none"> 電柱共架料については一義的には設備保有者が決定するものであり、事前に総務省として価格の是非を論じられるものではないが、貸与の対価として<u>適正なコストに基づき算出されるべきもの</u>と考えられる。
(8) 移転費用負担等(第7条)	
<ul style="list-style-type: none"> 電柱改修費用は、算定基準が甚だ不明確であり、また、第二申込者以降の負担はどうなるか、明確な基準が示されておらず、事業者間で不公平が生じているおそれがある(武蔵野ケーブルテレビ)。 	<ul style="list-style-type: none"> 電柱改修費用については、本ガイドライン第7条において当事者間で締結される契約の中で移転費用の取扱いを定めるものとされていることから、公正かつ公平な条件が明確に示されるものと考えられる。
(9) 更新ルール(第9条)	
<ul style="list-style-type: none"> 継続利用については、通常、初回に締結する契約書において明示されているので、契約書中に継続利用について明示されている場合は、当該契約内容によるものとすべき(日本テレコム)。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者双方の合意があれば合意内容に沿った更新方法を採用することは可能である。
<ul style="list-style-type: none"> 線路設備は、事業者にとってインフラ設備として重要な位置付けとなるため、貸与期間満了前の再契約の交渉は、いたずらに事業者に不安感を与えるだけであるため、契約違反等がない場合は自動更新を前提とした契約更新とすべき(東京ふあいば通信)。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約に当たり、原則として5年間使用可能であることを保証しているものであり、<u>契約期間が満了した場合には、設備保有者がその時点の状況により継続提供が可能かどうかをガイドラインに規定されたルールに則って判断するものであるため、一定の合理的理由なく、契約が更新されないということは考えられない。</u>したがって、実態としては多くの場合、電気通信サービスの提供が継続する間は契約の更新が行われることとなると想定される。
(10) 設備の使用に当たっての遵守事項(第10条)	
<ul style="list-style-type: none"> 電気事業の設備は、多くの土地所有者の方々の理解・協力の下に建設されているものであり、その対応如何では、今後の設備形成に多大な影響を生じる懸念があり、また、通信事業者が提供された設備に伝送路設備を敷設する場合等には、通信事業者が土地所有者等との間で必要な調整を適切に進めることが極めて肝要であるが、設備保有者がこのような調整を肩代わりすると読める曖昧な表現となっておりますので、通信事業者と設備保有者のそれぞれが遵守すべき事項を明確に区分した表現にすべき(四国電力、関西電力、電気事業連合会、東京電力、中部電力、沖縄電力、九州電力)。 設備保有者が地権者との調整を肩代わりすると誤解を招くことが懸念されるため、「また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては」を削除して欲しい(北陸電力、北海道電力)。 他事業者が設備保有者の設備を使用して伝送路設備を設置するに当たっての土地の所有者等との調整については、他事業者が行う以外に設備保有者においても<u>その義務があると解釈されかねない文言であるため、そのような趣旨ではないことが明確になるようすべき</u>(NTT東西) <ul style="list-style-type: none"> (修正案)事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路 	<ul style="list-style-type: none"> 通信線の新たな添架に伴って地権者と調整を行う必要が生じるが、当該調整はその原因者たる事業者側が行うことが基本であると考えられ、その旨を明確にする修文を行いたい。

<p>設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続を適切に実施するものとする。</p>	
<p>(1 1) 契約解除事由 (第 1 1 条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者からの申込み時点では使用計画が確定しておらず、空きがあると判断して提供した設備について、その後の需要動向に応じ、貸与期間内であってもやむを得ず当該設備を電気事業用目的に使用する必要が生じた場合には、<u>当該契約の解除が可能である旨の規定を明記して欲しい</u>（四国電力、沖縄電力、九州電力、全国電力関連産業労働組合連合会） ・ 設備返還等に関して何ら規定がないことから、電気の供給支障までもが危惧されることから、<u>返還規定を明記して欲しい</u>（電気事業連合会） ・ 安定した電力供給のためには、需要変動や顧客からの急な申込みに対応できるよう設備を確保することが必要であり、特に管路の場合は、地域開発や他のインフラ整備計画との整合を図りながら地域状況や需要動向等を総合的に勘案して先行的に設置している場合が多いことから、<u>電気事業者が当該管路の使用を必要とする事態が発生した場合の取扱いについて、あらかじめ契約の中で定められることとして欲しい</u>（東京電力） ・ 5年間の間に、予定し得ない需要が発生した場合には、本来の事業目的である電気の供給に支障が生じる懸念があることから、<u>契約期間内に予定し得ない需要が生じた場合の設備返還ルールを定めることを要望</u>（北陸電力） ・ 短期的な電力需要の変動や需要家に対する電力供給要請に対応できない場合が発生するおそれがあることから、<u>修文して欲しい</u>（九州電力） <p>（修文案）</p> <p>設備保有者は、貸与に当たり事業者の貸与期間に係る要望を勘案し、協議の上、これを決定する（九州電力）</p> <p>（修文案1）「ただし、貸与期間中であっても設備保有者がその公益事業のために当該設備を使用する必要性が新たに生じ、その計画を明示した場合には契約を解除できるものとする」を追加。</p> <p>（修文案2）「ただし、貸与期間中であっても、設備保有者がその公益事業のために当該設備を使用する必要性が新たに発生し、その計画を明示した場合の取扱いについては、契約の中で定めるものとする」を追加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約解除事由については、第一種電気通信事業者に対して設備保有者が根拠なく自己の使用を理由に貸与を拒否され、<u>一種事業の円滑な遂行が困難になることを防止する必要があるため、設けられたものである。</u> ・ しかしながら、契約締結時には予期できない事情等により自己の公益事業を遂行する上で現に事業者提供している設備を使用することが必要であって、他の設備をもって代えることができないときは、速やかに、相当の期間をおいた上で解除する旨の予告を行う等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じる場合には、解除可能とする修文を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ユニバーサルサービスの安定的な提供等の責務を果たしていくために第一種電気通信事業者に貸し出した設備の利用が必要不可欠となる場合が想定され（具体的な事例としては、災害時等において重要通信を確保するとともに通信サービスの早期復旧を図るために必要となるケース、国家的な重要行事が開催された場合の通信手段の確保を図るために必要となるケース等）、このような場合には第3条第1項第9号により解除事由になるものと考えている</u>（NTT東西） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の公益事業の用に供する上で設備を必要とする場合の解除事由については、必要なものと認められるものであり、原案の修文を行うこととする。

<ul style="list-style-type: none"> ・契約違反における解除において、些細な違反で解約がなされる場合、第一種電気通信事業者の安定的な事業運営を阻害することになるため、「契約に関し重大な不履行をなした場合」とすべき（C&W・IDC） 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正措置を講じることにより治癒が可能な違反はあり得るものであるが、基本的には当事者間で判断する問題であると考えられる。
<p>(12) 情報開示 (第12条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第3項（調査結果遅延理由の通知）、第4項（調査費用負担）及び第3条第3項（セキュリティーの確保）と同様の内容であると考えられるため、不要（日本テレコム） ・設備が使用可能かどうかの状況を判断するに当たっては、例えば、電柱においては他事業者からケーブルの種類、重量、架設方法等の情報を得た上で、電柱強度計算等の確認を行うことが必要であり、第2条第1項第6号及び同条第4項において規定されている事前調査作業が必要。また、伝送路設備等の設置に当たって他事業者において必要となる情報については、事前調査申込みに対する回答等において提示していく考えである（NTT東西） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条における調査は、使用の申込みに当たってのものであるが、ここにおいては必ずしも一定の個別具体的なルートの使用を前提としない事業計画の策定段階における照会についても、設備保有者は適切に対応することを求めているものであり、経営上の秘密事項や顧客情報の漏洩につながるおそれがあること等については除いたものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者の恣意的な運用を防ぐため、申込者が厳格な守秘義務に服することを受け入れた場合には設備保有者は使用状況に関する情報開示を拒否できないものとして欲しい（C&W・IDC） ・経営上の秘密とは非常に抽象的で不明確であるため、特定な部分の個別情報は経営上の秘密としない等の具体案の提示が必要。また、照会における対象設備は一年以内に工事竣工して使用可能となる予定のものを含めて回答がなされるべき（東京ふぁいばあ通信） ・情報開示を拒否できる場合は、非常に厳しく限定すべき（レベルスリー・コミュニケーションズ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営上の秘密事項や顧客情報の漏洩につながるおそれがある等の場合についてのみ開示を行う必要はないと明確に規定しており、設備保有者による恣意的な運用につながらないことは原案において担保されている。なお、本ガイドライン施行後の公益事業者の取組状況を継続的にフォローし、問題の有無を確認していくこととすべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者は、設備の有無自体やその概ねの位置も公表すべき（MCIワールドコム・ジャパン） ・事業者の計画立案が容易となり、その結果ユーザーへのサービス提供において利便性を向上させる観点から、事業者からの照会があったときのみならず、基本的にすべての場合において、事前に空き状況を開示することを少なくとも努力規定として担保して欲しい（ディーディーアイ） ・公益事業者の空き設備情報を中立的な裁定機関か独立機関が管理・審査し、事前に登録し、秘密保持契約を締結した事業者にのみ公開するシステムが構築される必要がある（MCIワールドコム・ジャパン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に照会のないものについて設備の位置等を開示することは、セキュリティーの確保等の観点から問題があるばかりか、開示に要するコスト負担を公益事業者側で負わざるを得ないという問題を生じさせることとなり、適当ではないと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示に係る費用がコストに基づいているかは、設備保有者から提示された内容を基に精査する権利を事業者が有し、そのコストに基づくことの立証責任は設備保有者にあるとすべき（レベルスリー・コミュニケーションズ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの算定方法等は情報開示に係る費用を巡り当事者間に紛争が生じ、電気通信事業法の協議認可・裁定の手続に入った場合においては、公正・中立な専門組織の議を経る中でそれらの正当性が検証されることとなると考えられる。

(1 3) 標準実施要領の作成 (第 1 3 条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載するために、基本的様式の作成に1ヶ月、関係各所との協議に1ヶ月さらに社内での意思決定に1ヶ月かかり最低でも3ヶ月必要であり、4月1日実施は不可能(京浜急行) ・所要の準備作業等に一定の期間が必要であり、一部の中小鉄道事業者においてはホームページを開設しておらず、通信事業者との個別の対応で十分なものと考えられることから、附則等で一定の猶予措置(掲載時期の弾力的扱い、中小鉄道事業者には掲載を義務付けない等)をして欲しい(日本民営鉄道協会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の線路敷設の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバの整備のためには、ホームページへの標準実施要領等の公開を含め本ガイドラインの内容の早期実施は重要なものであるが、仮に必要な作業が遅れている場合等については、<u>当面パンフレットを置く等の代替措置</u>をとり、準備ができ次第速やかに作成、公表すべきである。
(1 4) 附則	
<ul style="list-style-type: none"> ・資本関係を有する事業者及び有さない事業者との取引の双方について<u>貸出実績等の公表を義務化</u>して欲しい(MC Iワールドコム・ジャパン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出実績等が公表されることにより、<u>本ガイドラインの実効性を高めることが線路敷設の円滑化のためには有益である。</u> ・毎年の見直しの際に貸し出し状況のフォローアップを行うべきと考えられるため、附則に必要な記述を追加したい。
<ul style="list-style-type: none"> ・計画の妥当性をチェックするため毎年、<u>総務省のレビューを受け、その結果を公表すべきであり、十分な情報開示した上でパブリックコメントを招請して欲しい(C & W・IDC)</u> ・本ガイドラインにより運用される「線路敷設の円滑化」の実施について、何らかの<u>政府機関により実行内容の確認が行われることを希望</u>(東京ふあいばあ通信) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備計画については各事業者の経営判断に基づき、策定されることが基本。当該設備計画については、各公益事業の経営戦略上重要な要素が含まれていることから、レビューにはなじまないものとする。 ・現在のガイドライン案の附則で定めるように、毎年度、総務省において実行内容の確認等を含む見直しを行っていくこととしているものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・適用対象についての「当分の間」とは、どれくらいの期間なのか、見直しの手続はいつ始めるのか明記すべきであり、1年後に見直すのが適当と考える(レベルスリー・コミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年後に行われる見直しにおいて、適用対象についても提供実績等の諸要素を勘案し検討されるものと考えられる。
(1 5) その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ビル引き込み箇所及びビル内のケーブルシャフトについてのルール化を要望(ディーディーアイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル引込み等のビルアクセスについては、電気通信事業法第73条等に規定される協議認可・裁定制度が適用されることとなる。
<ul style="list-style-type: none"> ・裁定機関の記載がないが、本ガイドラインの拘束力及び遵守の担保に最も重要な役割を果たすと考えられるため、客観的、実質的に裁定機関は完全にすべての事業者に中立であり、公平な裁定のための十分な権限を与えられるべき(MC Iワールドコム・ジャパン、ケーブルテレビ連盟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・線路敷設に関して当事者間でガイドラインの適用等について紛争が発生した場合には、<u>公正・中立な専門組織の議を経た上で総務大臣の協議の認可、裁定が行われるよう電気通信事業法の改正案を本通常国会提出すべく、総務省において現在準備を進めているところである。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・米国同様にハーダクト方式を法律にて規定若しくはルール化すべき(MC Iワー 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備保有者は既に利用している管路についても直ちに空きがない場合とするのではなく、事業

<p>ルドコム・ジャパン、ディーディーアイ)</p>	<p>者の要望、技術的条件等の提供条件が満たされる場合においては、ハーフダクトによる管路利用が望ましいと考えられる。 なお、NTT東西については、ハーフダクト方式を認めており、他の設備保有者を含め、今後運用が拡大されることを期待したい。</p>
<p>・ケーブルテレビ事業者との格差が生じないように配慮して欲しい(ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>・本ガイドラインの目的は超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を促進するものであることから、ケーブルテレビ事業者の線路敷設の円滑化については対象とはならないものであるが、ケーブルテレビ事業者の課題として担当部署において検討がなされるべきものと考えられる。</p>
<p>・事前調査費が発生する場合、書類を簡略化して欲しい(長崎ケーブルメディア)</p>	<p>・書類の簡素化については、一義的には設備保有者の判断によるものであり、総務省として判断すべきことではないが、設備保有者が判断をするに当たり最小限のものであると考えられる。</p>
<p>・通信線が多条に架設、共架され、競合となる場合の指針を盛り込む必要がある(ケーブルテレビ連盟) ・公共の道路又は施設に自立柱の設置を承諾して欲しい(長崎ケーブルメディア) ・地下埋設への変更に際しての、電柱への立ち上がりの許可を円滑にして欲しい(長崎ケーブルメディア)</p>	<p>・一束化、公道上の電柱設置等の方法については、必ずしも本ガイドラインの作成の過程において明示的に検討がなされてこなかったものであり、関係省庁等に状況を確認していくこととすべきと考えられる。</p>
<p>・事業者が光ファイバを共架する際、予めその芯線の何割かを他社用に準備することをルール化し、その情報を公開すればより効率的なネットワークを構築することが可能となる(武蔵野ケーブルテレビ)</p>	<p>・事業者が光ファイバを設置する規模については、事業者ごとの事業規模等に基づく経営判断であり、かつ、当該財産の使用は原則自由なものであると考えられる。</p>
<p>・総務省は、公正取引委員会に対して何らかの指揮権の発動を行うことはあってはならない。公正取引委員会の判断をいただきたい(筒井多圭志)</p>	<p>・本ガイドラインは、電気通信事業法の協議認可・裁定の運用基準として機能するものであり、公正取引委員会がその所掌の範囲で活動することを何ら妨げるものではない。</p>